

箕面市公共工事の前払金取扱要綱

(平成24年3月30日箕面市訓令第33号)

改正 令和元年9月11日箕面市訓令第14号

改正 令和2年9月18日箕面市訓令第52号

改正 令和3年9月1日箕面市訓令第60号

改正 令和5年9月27日箕面市訓令第71号

(趣旨)

第1条 箕面市契約規則(昭和55年箕面市規則第40号。以下「規則」という。)に基づく前払金に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前払金の対象及び率)

第2条 前払金の対象及び率は、規則第33条各項の規定によるものとする。ただし、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前払金の支払の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数処理)

第3条 前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前払金の対象及び率等の明示)

第4条 前払金の対象とされる公共工事、前払金の率等については、入札条件又は見積り条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(前払金に関する契約書の記載事項)

第5条 前払金の対象となる公共工事の請負契約書(当該請負契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- 二 前払金の申請手続に関すること。
- 三 契約金額の変更に伴う前払金の追加又は返還に関すること。
- 四 規則第35条の規定により受注者が締結する前払金の保証契約(以下「保証契約」という。)の変更にに関すること。
- 五 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。

六 前払金の使途の制限に関すること。

七 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の申請手続)

第6条 規則第35条に規定する前払金の申請は、契約の締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書の原本一通を公共工事前払金申請書(様式第1号)に添えて市長に提出して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事の着手の時期を別に指定する場合その他市長が必要と認めるときは、前払金の申請時期を別に指定することができるものとする。

3 市長は、前払金の申請を受けたときは、14日以内にこれを支払うものとする。

(前払金の認定)

第7条 契約の相手方は、規則第33条第3項に規定する前払金の支払を受けようとするときは、前条の規定による申請に先立ち、前払金に係る認定請求書(様式第2号)に工事履行報告書(様式第3号)を添えて、市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定の請求を受けたときは、当該工事履行報告書及び工程表により、規則第33条第3項第1号から第3号までに掲げる要件を全て満たしていることを確認するものとする。

3 市長は、前項の要件を全て満たすと確認できたときは、当該提出された書類の不備等特別な事情があるときを除き、提出を受けた日から原則7日以内に前払金認定調書(様式第4号)により契約の相手方に通知するものとする。

(請負金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第8条 規則第34条の規定により前払金を追加払いし、又は返還させる場合における前払金の額は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額の前払金の率に相当する額(1万円未満の端数は、切り捨てる。次号において同じ。)から支払済みの前払金の額を差し引いた額

二 契約金額を減額した場合は、支払済みの前払金の額から減額後の契約金額の前払金の率に相当する額を差し引いた額

2 規則第34条の規定により前払金を追加払いするときは、当該契約変更の日以後、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を市に提出させた上で、契約の相手方の申請により行うものとする。

3 規則第34条の規定により前払金を返還させるときは、契約の相手方をして、納入通知書(箕面市会計規則(昭和39年箕面市規則第6号)様式第1号)

により、当該契約の変更の日から30日以内に返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に規則第31条に定める率(年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。)を乗じて計算した額(百円未満の端数があるとき又は百円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。以下同じ)を遅延利息として徴収するものとする。

- 4 規則第34条に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他市長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第9条 契約の相手方は、前条第2項に規定する場合のほか、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市に提出しなければならない。

- 2 契約の相手方は、既定の工期が変更されたときは、保証事業会社に対し工期の変更を通知しなければならない。

(保証契約が解除された場合等における前払金の返還)

第10条 規則第37条の規定により前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金の合計額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第37条の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に規則第31条に定める率を乗じて計算した額を利息として徴収するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に締結された契約に係る前払金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年訓令第14号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第60号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和5年訓令第71号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。